

○青山学院大学大学院学則

(1952年4月1日制定)

改正	1953年4月1日	1955年4月1日	1957年4月1日
	1958年4月1日	1959年4月1日	1960年4月1日
	1961年4月1日	1963年4月1日	1964年4月1日
	1966年4月1日	1969年4月1日	1970年4月1日
	1971年4月1日	1972年4月1日	1973年4月1日
	1974年4月1日	1975年4月1日	1976年4月1日
	1981年3月31日	1982年4月1日	1984年4月1日
	1985年4月1日	1986年4月1日	1987年4月1日
	1988年4月1日	1989年4月1日	1990年4月1日
	1991年4月1日	1991年7月1日	1992年4月1日
	1993年2月1日	1993年4月1日	1993年7月1日
	1994年3月30日	1995年3月29日	1996年3月29日
	1997年3月27日	1998年3月27日	1999年3月29日
	2000年3月29日	2001年3月28日	2002年3月28日
	2003年3月28日	2003年5月29日	2003年9月26日
	2004年3月26日	2004年9月28日	2005年3月25日
	2006年3月24日	2006年12月20日	2007年3月27日
	2008年3月27日	2009年3月26日	2010年3月25日
	2011年3月24日	2011年6月23日	2012年3月23日
	2013年3月21日	2014年3月27日	2015年3月26日
	2015年9月29日	2016年3月24日	2017年3月23日
	2018年2月22日	2019年3月28日	2020年3月26日
	2021年2月25日	2022年3月24日	2023年3月23日
	2024年3月21日		

第1章 総則

(本大学院の目的)

第1条 青山学院大学大学院(以下「本大学院」という。)は、キリスト教精神に基づき、高度かつ専門的な学術の理論及び応用を研究、教授し、その深奥を究め、もって人と社会に奉仕し、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己点検・評価等」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価等に関する規則は、別に定める。

(認証評価)

第1条の3 本大学院は、前条に規定する措置に加え、本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(本大学院の課程)

第2条 本大学院の研究科に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)と後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する博士課程(以下「区分制博士課程」という。)及び前期課程と後期課程の区分を設けない博士課程(以下「一貫制博士課程」という。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、第5条に規定する法学研究科ビジネス法務専攻、国際政治経済学研究科国際政治学専攻、国際経済学専攻及び国際コミュニケーション専攻の博士前期課程は、「修士課程」という。

4 区分制博士課程の博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、会計プロフェッション研究科プロフェッショナル会計学専攻は、後期3年の課程のみの博士課程とする。

6 専門職学位課程に関する規則は別に定める。

(課程の目的)

第3条 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

第2章 研究科

(研究科)

第4条 本大学院に次の研究科を置く。

文学研究科

教育人間科学研究科

経済学研究科

法学研究科

経営学研究科

国際政治経済学研究科

総合文化政策学研究科

理工学研究科

社会情報学研究科

国際マネジメント研究科
 会計プロフェッション研究科
 (専攻)

第5条 本大学院の各研究科に次の専攻を置く。

(1) 区分制博士課程、修士課程

(研究科)	(博士前期課程)又は(修士課程)	(博士後期課程)
文学研究科	英米文学専攻 フランス文学・語学専攻 日本文学・日本語専攻 史学専攻 比較芸術学専攻	英米文学専攻 フランス文学・語学専攻 日本文学・日本語専攻 史学専攻 比較芸術学専攻
教育人間科学研究科	教育学専攻 心理学専攻	教育学専攻 心理学専攻
経済学研究科	経済学専攻 公共・地域マネジメント専攻	経済学専攻 公共・地域マネジメント専攻
法学研究科	私法専攻 公法専攻 ビジネス法務専攻	私法専攻 公法専攻 ビジネス法務専攻
経営学研究科	経営学専攻	経営学専攻
国際政治経済学研究科	国際政治学専攻 国際経済学専攻 国際コミュニケーション専攻	国際政治学専攻 国際経済学専攻 国際コミュニケーション専攻
総合文化政策学研究科	文化創造マネジメント専攻	
理工学研究科	理工学専攻	理工学専攻
社会情報学研究科	社会情報学専攻	社会情報学専攻
会計プロフェッション研究科		プロフェッショナル会計学専攻

(2) 一貫制博士課程

(研究科)	(専攻)
総合文化政策学研究科	総合文化政策学専攻
国際マネジメント研究科	国際マネジメントサイエンス専攻

2 次の各研究科専攻においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

文学研究科英米文学専攻
 文学研究科史学専攻

教育人間科学研究科教育学専攻
 教育人間科学研究科心理学専攻
 法学研究科私法専攻
 法学研究科公法専攻
 法学研究科ビジネス法務専攻
 経営学研究科経営学専攻博士前期課程
 国際政治経済学研究科国際政治学専攻
 国際政治経済学研究科国際経済学専攻
 国際政治経済学研究科国際コミュニケーション専攻
 総合文化政策学研究科文化創造マネジメント専攻
 総合文化政策学研究科総合文化政策学専攻
 社会情報学研究科社会情報学専攻
 国際マネジメント研究科国際マネジメントサイエンス専攻
 会計プロフェッション研究科プロフェッショナル会計学専攻
 (研究科又は専攻の教育研究上の目的)

第5条の2 各研究科又は専攻の教育研究上の目的は別記のとおりとする。

(入学定員及び収容定員)

第6条 各研究科の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

(1) 区分制博士課程

研究科	専攻	博士前期課程又は 修士課程		博士後期課程		合計収容 定員
		入学定員	収容定員	入学定 員	収容定 員	
文学研究科	英米文学専攻	20	40	3	9	49
	フランス文学・語学専攻	6	12	2	6	18
	日本文学・日本語専攻	6	12	2	6	18
	史学専攻	8	16	4	12	28
	比較芸術学専攻	6	12	2	6	18
	計	46	92	13	39	131
教育人間科学研究科	教育学専攻	6	12	2	6	18
	心理学専攻	6	12	2	6	18
	計	12	24	4	12	36
経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9	29
	公共・地域マネジメント専攻	5	10	2	6	16
	計	15	30	5	15	45

法学研究科	私法専攻	10	20	2	6	26
	公法専攻	10	20	2	6	26
	ビジネス法務専攻	20	40	募集停止	0	40
	計	40	80	4	12	92
経営学研究科	経営学専攻	15	30	3	9	39
国際政治経済学研究科	国際政治学専攻	20	40	3	9	49
	国際経済学専攻	15	30	2	6	36
	国際コミュニケーション専攻	20	40	2	6	46
	計	55	110	7	21	131
総合文化政策学研究科	文化創造マネジメント専攻	15	30	—	—	30
理工学研究科	理工学専攻	180	360	15	45	405
社会情報学研究科	社会情報学専攻	30	60	3	9	69
会計プロフェッショナル研究科	プロフェッショナル会計学専攻	—	—	3	9	9
合計		408	816	57	171	987

(2) 一貫制博士課程

研究科	専攻	一貫制博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
総合文化政策学研究科	総合文化政策学専攻	3	15	15
国際マネジメント研究科	国際マネジメントサイエンス専攻	6	30	30
合計		9	45	45

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 本大学院の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、これを前期及び後期の2学期に分ける。

前期(春学期)4月1日から9月30日まで

後期(秋学期)10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず、前項の前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 青山学院創立記念日 11月16日
 - (4) 夏期休業 7月下旬から9月下旬までの間で、学長が別に定める期間
 - (5) 冬期休業 12月下旬から翌年1月初旬までの間で、学長が別に定める期間
 - (6) 春期休業 1月下旬から3月下旬までの間で、学長が別に定める期間
- 2 学長は、必要がある場合は、休業日若しくは休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 修業年限と在学年限

(修業年限)

第10条 研究科の修業年限は、博士前期課程又は修士課程にあつては標準2年、博士後期課程にあつては標準3年並びに一貫制博士課程にあつては標準5年とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科のコース又はプログラムの区分に応じて修業年限を次のとおりとすることができる。

- (1) 法学研究科ビジネス法務専攻修士課程 3年
- (2) 経営学研究科経営学専攻博士前期課程 1年
- (3) 総合文化政策学研究科文化創造マネジメント専攻修士課程 3年
- (4) 総合文化政策学研究科総合文化政策学専攻 3年
- (5) 国際マネジメント研究科国際マネジメントサイエンス専攻 3年

(在学期間の短縮)

第10条の2 博士前期課程、修士課程又は一貫制博士課程においては、第31条第2項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数等を勘案し、所定の期間当該課程に在学したものとみなすことができる。この場合において、当該所定の期間は、1年間を超えないものとする。

2 前項の規定により在学期間の短縮を認められた者であっても、当該課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

(最長在学年限)

第11条 本大学院の課程を修了するために在学できる年数は、次のとおりとする。

- (1) 博士前期課程 4年
- (2) 修士課程 4年
- (3) 博士後期課程 6年
- (4) 一貫制博士課程 8年

2 前項の規定にかかわらず、経営学研究科経営学専攻博士前期課程を修了するために在学できる年数は、次のとおりとする。

- (1) 1年制コース 2年
- (2) 2年制コース 4年

- 3 第1項の規定にかかわらず、法学研究科ビジネス法務専攻修士課程及び総合文化政策学研究科文化創造マネジメント専攻修士課程を修了するために在学できる年数は、次のとおりとする。
 - (1) 2年制コース 4年
 - (2) 3年制コース 4年
- 4 総合文化政策学研究科総合文化政策学専攻及び国際マネジメント研究科国際マネジメントサイエンス専攻の一貫制博士課程に3年次編入した者が、修了するために在学できる年数は、6年とする。
- 5 第22条第1項の規定により再入学をした者が在学できる年数は、再入学以前の在学年数を加えて前各項に規定する年数を超えることができない。

第5章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第12条 本大学院の入学の時期は、4月1日とする。ただし、学長は、研究科教授会の審議を経て、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(博士前期課程、修士課程及び一貫制博士課程の入学資格)

第13条 博士前期課程若しくは修士課程又は一貫制博士課程に入学を志願することのできる者は、入学の時期に次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けたものによる評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本大学院が認めた者

(10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格及び一貫制博士課程の編入学資格)

第14条 博士後期課程に入学又は一貫制博士課程に編入学を志願することのできる者は、入学の時期に次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 専門職学位を有する者

(3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 日本において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学の選抜試験)

第15条 入学を志願する者は、所定の選抜試験を受験しなければならない。

2 本大学院の博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程を修了し、博士後期課程へ入学又は一貫制博士課程に編入学を志願する者についても、前項の規定を適用する。

(出願の手続)

第16条 前条に規定する入学の選抜試験を受験する者は、別に定める入学検定料を添え、所定の期日までに必要な書類を提出しなければならない。

(入学の手続)

第17条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続(所定の学費の納付を含む。)を完了しなければならない。

2 前項の規定により手続を完了した者が、入学を辞退しようとする場合は、本大学院の定める期日までに申し出なければならない。

第18条 削除

(休学)

第19条 病気その他やむを得ない理由で3カ月以上修学することができない者は、その理由を記した書面に保護者等連署の上、休学を願い出て許可を受けなければならない。

2 休学期間は、1年又は1学期ごとに更新し、連続2年までとする。ただし、特にやむを得ない場合に限り、連続3年まで認めることがある。

3 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

4 休学期間は、第10条及び第11条に規定する期間に算入しない。

5 休学期間中の学費については、別に定める。

(復学)

第 20 条 休学した者は、休学の理由が消滅したときは、保護者等連署の復学願を提出し、復学することができる。

(退学)

第 21 条 病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、その理由を記した書面に保護者等連署の上、学生証を添えて願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第 22 条 前条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、学年度又は学期の初めに限り、研究科教授会の議を経てこれを許可することがある。

2 博士後期課程に3年以上又は一貫制博士課程に5年以上在学し、退学した者の再入学の取扱いについては別に定める。

(二重学籍)

第 22 条の 2 本学学生は、他大学院及び本学の他研究科又は他専攻、並びに他大学及び本学の学部と併せて在学することはできない。ただし、特段の事情がある場合には、当該研究科教授会の議を経たのち、学長の承認を得てこれを許可することがある。

(転学)

第 23 条 他の大学院の博士後期課程の学生が、所属大学の学長の承認書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の初めに限り選考の上これを許可することがある。

(除籍)

第 24 条 次の各号の一に該当する者には退学を勧告し、これに応じない者は除籍する。

- (1) 所定の期日までに当該年度授業科目の履修登録をしない者
- (2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な事由がなくて3カ月以上修学しない者
- (4) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 第 11 条に規定する最長在学年限に達した者
- (6) 第 19 条第 2 項及び第 3 項に規定する休学期間を超えてもなお修学できない者

第 6 章 教育方法等

第 1 節 履修方法等

(授業及び研究指導)

第 25 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 前項にいう学位論文とは、博士前期課程及び修士課程においては、修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士学位申請論文等」という。)をいい、博士後期課程及び一貫制博士課程においては、博士論文をいう。

(授業の方法)

第 25 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目)

第 26 条 研究科には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

(研究指導)

第 27 条 博士前期課程、修士課程、博士後期課程及び一貫制博士課程においては、学位論文の作成等に必要な研究指導を行うものとする。

2 研究指導は、第 59 条に規定する教員が行う。

3 研究上必要と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、当該研究指導を研究科において定める授業科目をもって代えることができる。

(履修、研究方法等)

第 28 条 各研究科専攻における授業科目の名称及び単位数は、別表 1 の規定による。

2 研究指導及びその履修方法等については、各研究科において別に定める。

3 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)による免許状(以下「免許状」という。)を取得しようとする者は、定められた科目の単位を修得しなければならない。

4 免許状の種類及び単位数は、別表 2 の規定による。

(単位計算の基準)

第 29 条 単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義は、毎週 1 時間 15 週の講義をもって 1 単位とする。

(2) 演習・輪講は、毎週 2 時間 15 週の演習・輪講をもって 1 単位とする。また、授業科目によっては、毎週 1 時間 15 週の演習・輪講をもって 1 単位とすることができる。

(3) 実験・実習は、毎週 3 時間 15 週の実験・実習をもって 1 単位とする。

(履修の手続)

第 30 条 学生は、毎学年又は学期のはじめに、その学年度又は学期に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに所定の履修登録手続を行った上、履修しなければならない。

(単位の授与)

第 31 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 当該研究科が教育上有益と認めるときは、別に定める細則又は要綱により、学生が本大学院に入学する前に大学院又は専門職大学院において履修した授業科目について修

得した単位(第53条の規定により修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。ただし、当該単位数は、第49条の規定により認定した単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
(研究指導の手続)

第32条 学生は、研究科で指定する期限までに、研究指導を受けようとする研究指導教員に学位論文の題目を届け出なければならない。

第2節 試験及び成績

(試験の方法及び時期)

第33条 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文又はレポートの提出その他の方法によることができる。

- 2 試験は、学年末又は学期末に行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の条件)

第34条 学生は、所定の履修手続を経て履修した授業科目でなければ受験することができない。

- 2 学費を納入していない者は、受験することができない。
- 3 休学又は停学の期間中は、受験することができない。

(成績)

第35条 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

第3節 学位論文

(学位論文の合格基準)

第36条 修士学位申請論文等は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有することを証示するに足るものをもって合格とする。

- 2 博士学位申請論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを証示するに足るものをもって合格とする。

(学位論文の審査)

第37条 学位論文の審査は、試問を加えて総合的に行う。試問の方法は、当該研究科教授会がこれを決定する。

(最終試験)

第38条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある学問領域について行う。

第4節 課程の修了要件

(博士前期課程及び修士課程の修了要件)

第 39 条 博士前期課程又は修士課程を修了するには、次の各号によるほか、1 外国語の認定に合格しなければならない。

- (1) 各研究科の定める修業年限以上在学すること。ただし、修業年限が 2 年以上の課程において、優れた研究業績を挙げた者については、1 年以上の期間在学すれば足りるものとする。
- (2) 当該研究科の定める修了要件単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程又は修士課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士学位申請論文等の審査及び最終試験に合格すること。
- (3) 前号において、修士学位申請論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査のいずれかを選択することができるのは、次の各研究科専攻とする。

文学研究科英米文学専攻博士前期課程

文学研究科フランス文学・語学専攻博士前期課程

文学研究科日本文学・日本語専攻博士前期課程

文学研究科史学専攻博士前期課程

文学研究科比較芸術学専攻博士前期課程

教育人間科学研究科教育学専攻博士前期課程

教育人間科学研究科心理学専攻博士前期課程

国際政治経済学研究科国際政治学専攻修士課程

国際政治経済学研究科国際経済学専攻修士課程

国際政治経済学研究科国際コミュニケーション専攻修士課程

総合文化政策学研究科文化創造マネジメント専攻修士課程

社会情報学研究科社会情報学専攻博士前期課程

2 前項柱書にかかわらず、次の各研究科専攻においては、特定の課題についての研究の成果を選択する者は、1 外国語の認定を要しない。

文学研究科日本文学・日本語専攻博士前期課程

文学研究科史学専攻博士前期課程

(博士後期課程の修了要件)

第 40 条 博士後期課程を修了するには、次の各号のいずれかによるほか、2 外国語の認定に合格しなければならない。

- (1) 博士後期課程に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士学位申請論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を挙げた者については、1 年以上の期間在学すれば足りるものとする。
- (2) 第 39 条第 1 項第 1 号ただし書の定める期間をもって博士前期課程若しくは修士課程(第 14 条第 1 号の修士の学位を 1 年間で取得した者を含む。)又は専門職学位課程を 1 年で修了し、優れた研究業績又は成績を挙げた者の在学期間については、2 年以上の期間在学すれば足りるものとする。

- 2 次の各研究科専攻においては、前項各号に定める要件に加えて当該研究科の定める修了要件単位を修得しなければならない。

文学研究科英米文学専攻

文学研究科フランス文学・語学専攻

文学研究科日本文学・日本語専攻

文学研究科史学専攻

文学研究科比較芸術学専攻

教育人間科学研究科教育学専攻

教育人間科学研究科心理学専攻

経済学研究科経済学専攻

経済学研究科公共・地域マネジメント専攻

法学研究科私法専攻

法学研究科公法専攻

法学研究科ビジネス法務専攻

経営学研究科経営学専攻

国際政治経済学研究科国際政治学専攻

国際政治経済学研究科国際経済学専攻

国際政治経済学研究科国際コミュニケーション専攻

理工学研究科専攻理工学専攻

社会情報学研究科社会情報学専攻

会計プロフェッション研究科プロフェッショナル会計学専攻

- 3 第1項柱書にかかわらず、外国語の認定については、当該研究科の定めるところにより、1外国語とすることができる。

(一貫制博士課程の修了要件)

- 第40条の2 一貫制博士課程を修了するには、次の各号のいずれかによるほか、2外国語の認定に合格しなければならない。

(1) 一貫制博士課程に5年以上在学し、当該研究科の定める修了要件単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士学位申請論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を挙げた者については、3年以上の期間在学すれば足りるものとする。

(2) 第39条第1項第1号ただし書の定める期間をもって博士前期課程若しくは修士課程(第14条第1号の修士の学位を1年間で取得した者を含む。)又は専門職学位課程を1年で修了し、一貫制博士課程に編入学した者で、優れた研究業績又は成績を挙げた者の在学期間については、2年以上の期間在学すれば足りるものとする。

- 2 前項柱書にかかわらず、外国語の認定については、当該研究科の定めるところにより、1外国語とすることができる。

第5節 学位

(修士の学位)

第41条 博士前期課程若しくは修士課程を修了した者又は一貫制博士課程に在学する者で、第39条に規定する要件を満たしたと認められる者については、研究科教授会の議を経て修士の学位を授与する。

2 修士の学位を授与するに当たっては、修士のあとに次の専攻分野を付記するものとする。

英米文学専攻	(文学)
フランス文学・語学専攻	(文学)
日本文学・日本語専攻	(文学)
史学専攻	(歴史学)
比較芸術学専攻	(比較芸術学)
教育学専攻	(教育学)
心理学専攻	(心理学)
経済学専攻	(経済学)
公共・地域マネジメント専攻	(経済学)
私法専攻	(法学)
公法専攻	(法学)
ビジネス法務専攻	(ビジネスロー)
経営学専攻	(経営学)
国際政治学専攻	(国際政治学)
国際経済学専攻	(国際経済学)
国際コミュニケーション専攻	(国際コミュニケーション)
文化創造マネジメント専攻	(文化創造マネジメント)
総合文化政策学専攻	(総合文化政策学)又は(学術)
理工学専攻	(理学)、(工学)又は(学術)
社会情報学専攻	(学術)
国際マネジメントサイエンス専攻	(国際経営学)

(博士の学位)

第42条 博士課程を修了した者には、大学院委員会の議を経て博士の学位を授与する。

2 博士の学位を授与するに当たっては、博士のあとに次の専攻分野を付記するものとする。

英米文学専攻	(文学)又は(学術)
フランス文学・語学専攻	(文学)
日本文学・日本語専攻	(文学)
史学専攻	(歴史学)
比較芸術学専攻	(比較芸術学)

教育学専攻	(教育学)又は(学術)
心理学専攻	(心理学)
経済学専攻	(経済学)
公共・地域マネジメント専攻	(経済学)
私法専攻	(法学)
公法専攻	(法学)
ビジネス法務専攻	(ビジネスロー)
経営学専攻	(経営学)
国際政治学専攻	(国際政治学)
国際経済学専攻	(国際経済学)
国際コミュニケーション専攻	(国際コミュニケーション)
総合文化政策学専攻	(総合文化政策学)又は(学術)
理工学専攻	(理学)又は(工学)
社会情報学専攻	(学術)
国際マネジメントサイエンス専攻	(国際経営学)又は(経営管理)
プロフェッショナル会計学専攻	(プロフェッショナル会計学)

(学位の授与)

第43条 学位の授与に関する規則は、別に定める。

第7章 検定料及び学費

(検定料)

第44条 入学志願者は、第16条の規定により、入学検定料を納付しなければならない。

- 2 科目等履修生を願い出る者は、科目等履修生検定料を納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する検定料の金額は、諸規則に別段の定めがある場合を除き、別表3に掲げるとおりとする。

(学費)

第45条 学費とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 入学金
- (2) 在籍基本料
- (3) 授業料
- (4) 施設設備料
- (5) 教育活動料
- (6) 教職課程料
- (7) 科目等履修生受講料
- (8) 委託特別聴講学生聴講料
- (9) 委託生登録料
- (10) 委託生指導料

- 2 単位数に応じた学費を算出する際に使用するため、単位料を定める。
- 3 学費及び単位料の金額は、別表4の1から別表4の6までに掲げるとおりとする。
- 4 在籍中に前項に規定する金額の改定が行われた場合は、改定後の金額を適用する。
(学費の納付)

第45条の2 本大学院に入学する者又は本大学院に学生として在籍する者は、この学則及び青山学院大学大学院学費納付規則(以下「大学院納付規則」という。)の定めるところにより、学費を納付しなければならない。
(外国人留学生の学費)

第45条の3 外国人留学生の学費は、この学則及び大学院納付規則の定めるところによる。
(科目等履修生の学費)

第45条の4 科目等履修生の学費は、大学院納付規則の定めるところによる。
(委託特別聴講学生の学費)

第45条の5 委託特別聴講学生の学費は、大学院納付規則の定めるところによる。
(委託生の学費)

第45条の6 委託生の学費は、大学院納付規則の定めるところによる。
(研究生の学費)

第45条の7 博士前期課程研究生、修士課程研究生、博士前期課程外国人研究生、修士課程外国人研究生、博士後期課程研究生又は博士後期課程外国人研究生の学費は、大学院納付規則の定めるところによる。
(学費の延納、減免等)

第45条の8 学費の納付が困難な者その他特に定めがある者に対しては、大学院納付規則の定めるところにより、その実情により学費の延納を認め、又はこれを減額若しくは免除をすることがある。
(修業年限を超えて在籍する者の学費)

第45条の9 休学以外の理由で修業年限を超えて在籍する者の学費の取扱いについては、大学院納付規則の定めるところによる。
(休学する者等の学費)

第45条の10 休学する者、復学した者、再入学した者又は転学した者の学費の取扱いについては、大学院納付規則の定めるところによる。
(退学する者の学費)

第45条の11 退学する者の学費の取扱いについては、大学院納付規則の定めるところによる。
(懲戒を受けた者の学費)

第45条の12 懲戒を受けた者の学費の取扱いについては、大学院納付規則の定めるところによる。

(納付された検定料及び学費の取扱い)

第 45 条の 13 納付された検定料及び学費は、この学則又は大学院納付規則に別段の定めがある場合を除き、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第 17 条第 1 項に規定する入学手続を完了した場合で、同条第 2 項の規定により、本大学院が指定する期日までに入学辞退の申出があったときに限り、入学金を除き、納付された学費を返還する。

(その他の学費の取扱い)

第 45 条の 14 この学則に定めるもののほか、学費の納付等について必要な事項は、大学院納付規則の定めるところによる。

第 8 章 他大学院との交流

(他大学院との交流)

第 46 条 教育研究上有益であると認めるときは、他大学院との間に委託特別聴講学生の交流及び単位互換の協定を結ぶことができる。

2 前項の他大学院の協定校としての認定その他協定に関する重要事項については、当該研究科教授会の議を経なければならない。

3 委託特別聴講学生の交流等に関し必要な事項は、当該研究科又は専攻ごとに定める。

(他大学院への委託特別聴講学生)

第 47 条 学生が前条の規定により協定校の授業科目を委託特別聴講学生として聴講しようとするときは、研究指導教員の承認を得て、本大学院を通じ当該協定校へ申し出るものとする。

(他大学院からの委託特別聴講学生)

第 48 条 協定校から委託があったときは、本大学院学生の教育研究に支障のない範囲で特定の授業科目について聴講を認めることができる。

(認定単位)

第 49 条 学生が協定校において委託特別聴講学生として履修した授業科目の単位は、15 単位の限度内で課程修了に必要な単位として認定することができる。ただし、当該単位数は、第 31 条第 2 項の規定により修得したものとみなした単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

第 50 条 削除

(外国の協定校への留学)

第 51 条 外国の協定校への留学期間は、1 年以内とする。

2 前項に規定する留学期間は、休学としない。

3 学生の認定単位数については、第 49 条の規定を準用する。

4 留学中の学費は、別にこれを定める。

第 9 章 委託生、科目等履修生、履修証明プログラム履修生、外国人留学生及び研究生

(委託生)

第 52 条 公共団体その他の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、本大学院学生の教育研究に支障をきたさない範囲において、研究科教授会の選考を経てその者を委託生として受託することがある。

- 2 委託生の入学資格は、第 13 条に規定する者若しくは修士の学位を有する者又は専門職学位を有する者とする。
- 3 委託生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 4 前項に規定する試験を受けて合格した者には、成績を記載した証明書を交付する。ただし、単位は、授与しない。

(科目等履修生)

第 53 条 本大学院の特定の授業科目につき履修しようとする者がいるときは、正規学生の教育研究に支障をきたさない範囲において研究科教授会で選考の上、これを許可することがある。

- 2 科目等履修生の入学資格は、第 13 条に規定する者若しくは修士の学位又は専門職学位を有する者とする。
- 3 科目等履修生が履修することのできる科目は、1 年を通じて 12 単位以内とする。
- 4 履修を願い出る者は、所定の願書に検定料を添えて出願しなければならない。
- 5 科目等履修生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 6 科目等履修生が、履修科目について試験を受け合格した場合には、願い出により当該授業科目の単位を与え、修得単位、成績等について証明書を交付することができる。

(履修証明プログラム履修生)

第 53 条の 2 本大学院の学生以外の者で、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 105 条及び学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 164 条の規定に基づき特別の課程として編成された履修証明を行うプログラムの履修を希望するものについては、選考の上、履修証明プログラム履修生としてこれを許可する。

- 2 履修証明プログラム履修生について必要な事項は、青山学院大学履修証明プログラムに関する細則の定めるところによる。

(外国人留学生)

第 54 条 第 13 条又は第 14 条に規定する資格がある外国人は、研究科教授会で選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 入学の許可及びその取扱いに関する規則は、別に定める。

(博士前期課程研究生又は修士課程研究生)

第 55 条 本大学院の修士の学位又は専門職学位を得た者で、更に研究を継続する目的で本学の研究施設を利用することを願い出た者については、学生の教育研究に支障のない範囲で、研究科教授会で選考の上、博士前期課程研究生又は修士課程研究生としてこれを許可することがある。

2 博士前期課程研究生又は修士課程研究生の在学期間は、1年を限度とする。

(博士前期課程外国人研究生又は修士課程外国人研究生)

第55条の2 外国大学の博士前期課程又は修士課程の在学者若しくは修士の学位を得た外国人で、研究を目的に本学の研究施設を利用することを願い出た者については、学生の研究及び指導に支障のない範囲で、研究科教授会で選考の上、博士前期課程外国人研究生又は修士課程外国人研究生としてこれを許可することがある。

2 博士前期課程外国人研究生又は修士課程外国人研究生の期間は、1年を限度とする。ただし、1回を限度として1年延長することができる。

(博士後期課程研究生)

第56条 本大学院の博士後期課程に3年以上在学して退学した者で、博士学位申請論文の提出準備の目的で本学の研究施設を利用することを願い出た者については、学生の研究及び指導に支障のない範囲で、研究科教授会で選考の上、博士後期課程研究生としてこれを許可することがある。

2 博士後期課程研究生の期間は、2年を限度とする。

3 前2項の規定は、一貫制博士課程にもこれを準用する。

(博士後期課程外国人研究生)

第56条の2 外国大学の博士後期課程の在学者又は同課程に3年以上在学して退学した外国人で、本大学院において特定の課題についての指導を願い出た者については、学生の研究及び指導に支障のない範囲で、研究科教授会で選考の上、博士後期課程外国人研究生としてこれを許可することがある。

2 博士後期課程外国人研究生の期間は、1年を限度とする。ただし、1回を限度として1年延長することができる。

第10章 賞罰

(表彰)

第57条 学力優秀かつ志操堅固な学生は、表彰することがある。

(懲戒)

第58条 この学則、諸規則若しくは命令に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科教授会の意見を聴いた後、学長が懲戒する。

2 前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 大学の秩序を乱した者

(3) 学生としての本分に著しく反した者

4 前3項に規定するもののほか、第1項に規定する懲戒に係る手続等について必要な事項は、別に定める。

第11章 教員組織

(教員)

第 59 条 本大学院の講義、演習、実験(以下「授業科目」という。)及び研究指導は、本大学院研究科教員資格を有する教授及び准教授がこれを担当する。ただし、授業科目は、特別の事情があるときは、専任の講師、助教及び兼任講師がこれを担当することができる。

2 大学院研究科教員の資格認定細則は、別に定める。

第 12 章 運営組織

第 1 節 大学院委員会

(大学院委員会)

第 60 条 本大学院に大学院委員会を置く。

(大学院委員会の組織)

第 61 条 大学院委員会は、学長、各研究科長、各研究科博士後期課程委員会及び博士課程委員会の構成員の中から研究科教授会によって選出された委員各 1 名をもって構成する。

2 大学院委員会の委員長は、学長がこれに当たる。

3 大学院委員会委員の任期は、2 年とする。

(大学院委員会の招集)

第 62 条 大学院委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(大学院委員会の審議)

第 63 条 大学院委員会は、本大学院における博士の学位の授与に関する事項を審議する。

(大学院委員会の定足数と議決数)

第 64 条 大学院委員会は、構成員の 3 分の 2 以上をもって成立し、出席者の 3 分の 2 以上をもって議決するものとする。

2 学長は、前条の規定による大学院委員会の審議の結果を尊重の上、前条の事項について決定する。

3 大学院委員会の議事の結果は、議事録に記録し、委員長が保管する。

第 2 節 研究科長及び専攻主任

(研究科長)

第 65 条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、学校法人青山学院寄附行為細則第 36 条第 2 項により、学部長がこれを兼ねる。ただし、学部長から特段の事情があると願い出があり、院長と学長による協議を経て、常務委員会及び理事会においてやむを得ないと認められた場合に限り、学部長以外の者を研究科長に選任することができる。

3 研究科長は、当該研究科博士後期課程委員会又は博士課程委員会の構成員でなければならない。

4 研究科長の任期は、2 年とする。

5 研究科長は、当該研究科に関する事務を処理し、第 67 条に規定する研究科教授会又は第 71 条に規定する博士後期課程委員会若しくは博士課程委員会を招集し、その議長となる。

(専攻主任及び教務主任)

第 66 条 各専攻に専攻主任又は若干名の教務主任を置く。

2 専攻主任及び教務主任は、研究科教授会の構成員の中から研究科長が推薦し、学長がこれを任命する。

3 専攻主任及び教務主任の任期は、2 年とする。

4 専攻主任及び教務主任は、その専攻の教務に関して研究科長を補佐する。

第 3 節 研究科教授会

(研究科教授会)

第 67 条 各研究科に研究科教授会を置く。

(研究科教授会の組織)

第 68 条 研究科教授会は、当該研究科の博士前期課程又は修士課程の研究指導教員及び博士後期課程委員会又は博士課程委員会の構成員をもって構成する。ただし、当該課程に出講する専任教員を参加させることができる。

(研究科教授会の審議事項)

第 69 条 研究科教授会は、次の事項について、審議の上、議決し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、休学、転学、留学、退学、修了、再入学その他学生の身分の得失及び変更に関する事項

(2) 修士の学位の授与に関する事項

(3) 教育課程に関する事項

(4) 授業科目及び研究指導に係る編成及びその担当に関する事項

(5) 修士論文等の審査、最終試験、外国語の認定等に関する事項

(6) 博士前期課程又は修士課程の研究指導教員の審査に関する事項

(7) 研究科の人事に関する事項

(8) 試験に関する事項

(9) 学生の指導及び賞罰に関する事項

(10) 教員の研究に関する事項

(11) その他研究科に関する重要事項及び学長が諮問する事項

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議の上、議決し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

3 学長は、前 2 項の規定による教授会の意見を尊重の上、前 2 項の事項について決定する。

(研究科教授会の定足数及び議決数)

第70条 研究科教授会は、構成員の過半数の出席を必要とする。ただし、議決する場合は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 前項に規定する議決は、出席した構成員の過半数をもって議決する。

3 前項の規定にかかわらず、前条第1項第4号から第7号までに規定する審議事項については、第1項ただし書の規定により出席した構成員の3分の2以上をもって議決する。

4 研究科教授会の議事の結果は、議事録に記録し、研究科長が保管する。

第4節 博士後期課程委員会及び博士課程委員会

(博士後期課程委員会及び博士課程委員会)

第71条 博士後期課程を置く研究科に博士後期課程委員会を、一貫制博士課程を置く研究科に博士課程委員会を置く。

(組織)

第72条 博士後期課程委員会及び博士課程委員会は、当該課程研究指導教員をもって構成する。

(審議事項)

第73条 博士後期課程委員会及び博士課程委員会は、次に規定する事項について、審議の上、議決し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 当該課程の研究指導教員の審査に関する事項

(2) 博士論文の審査及び最終試験、外国語の認定等に関する事項

(3) その他当該課程の教育研究に関する重要事項

2 前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議の上、議決し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 学長は、前2項の規定による博士後期課程委員会及び博士課程委員会の意見を尊重の上、前2項の事項について決定する。

(定足数と議決数)

第74条 博士後期課程委員会及び博士課程委員会は、構成員の3分の2以上をもって成立し、出席者の3分の2以上をもって議決するものとする。

2 当該課程委員会の議事の結果は、議事録に記録し、研究科長が保管する。

第5節 削除

第75条から第78条まで 削除

第6節 研究科長会

(研究科長会)

第79条 本学に大学院研究科長会を置く。

(組織)

第80条 研究科長会は、学長及び本学大学院各研究科長をもって構成する。

2 前項に規定する本学大学院とは、青山学院大学大学院及び青山学院大学専門職大学院をいう。

- 3 研究科長会の議長は、学長がこれに当たる。
- 4 議長は、研究科長会を招集し、これを主宰する。

(研究科長会の協議)

第 81 条 研究科長会は、次の事項を協議する。

- (1) 各研究科間において調整を要する事項
 - (2) 大学院全般に関する企画及び運営に関する事項
- 2 学長は、前項の規定による協議の結果を尊重の上、前項の事項について決定する。
 - 3 学長は、必要があると認める場合、第 69 条に規定する研究科教授会の審議事項に係る審議の結果について、大学院研究科長に説明を求めることができる。

第 13 章 施設及び設備

(講義室等)

第 82 条 本大学院には、その教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。

- 2 教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

(研究科附置教育研究施設)

第 82 条の 2 本大学院に次の研究科附置教育研究施設を置く。

- (1) 心理相談室(教育人間科学研究科)
 - (2) 国際マネジメント学術フロンティア・センター(国際マネジメント研究科)
 - (3) ビジネスロー・センター(法学研究科)
 - (4) 会計プロフェッション研究センター(会計プロフェッション研究科)
- 2 前項に規定する施設の規則は、別に定める。

(図書館)

第 83 条 青山学院大学図書館に本大学院の教育研究に必要な図書及び学術雑誌を備えるものとする。

- 2 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本大学院学生
- (2) 委託生
- (3) 科目等履修生
- (4) 履修証明プログラム履修生
- (5) 研究生
- (6) 委託特別聴講学生

(機械、器具等)

第 84 条 本大学院には、研究科又は専攻に応じて必要な機械、器具、標本等を備えるものとする。

(厚生保健施設)

第 85 条 学生は、大学保健管理センター及び学生相談センターを利用することができる。
(事務組織)

第 86 条 本大学院の事務処理のため、事務職員を置く。

第 14 章 改正手続

(改正手続)

第 87 条 この学則の改正は、研究科長会及び研究科教授会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

2 学長は、この学則の改正に当たっては、前項の意見を尊重するものとする。

第 15 章 雑則

(施行の細目)

第 88 条 この学則に定めのない事項については、青山学院大学学則を準用する。

2 この学則に特に定めるものを除くほか、この学則の実施の手続その他実施について必要な細目は、別に定める。

附 則(1953 年 4 月 1 日)

この学則は、1953 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1955 年 4 月 1 日)

この学則は、1955 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1957 年 4 月 1 日)

この学則は、1957 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1958 年 4 月 1 日)

この学則は、1958 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1959 年 4 月 1 日)

この学則は、1959 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1960 年 4 月 1 日)

この学則は、1960 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1961 年 4 月 1 日)

この学則は、1961 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1963 年 4 月 1 日)

この学則は、1963 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1964年4月1日)

この学則は、1964年4月1日から施行する。

附 則(1966年4月1日)

この学則は、1966年4月1日から施行する。

附 則(1969年4月1日)

この学則は、1969年4月1日から施行する。

附 則(1970年4月1日)

この学則は、1970年4月1日から施行する。

附 則(1971年4月1日)

この学則は、1971年4月1日から施行する。

附 則(1972年4月1日)

この学則は、1972年4月1日から施行する。

附 則(1973年4月1日)

この学則は、1973年4月1日から施行する。

附 則(1974年4月1日)

この学則は、1974年4月1日から施行する。

附 則(1975年4月1日)

この学則は、1975年4月1日から施行する。

附 則(1976年4月1日)

この学則は、1976年4月1日から施行する。

附 則(1981年3月31日)

この学則は、1981年3月31日から施行する。

附 則(1982年4月1日)

この学則は、1982年4月1日から施行する。

附 則(1984年4月1日)

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則(1985年4月1日)

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則(1986年4月1日)

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則(1987年4月1日)

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則(1988年4月1日)

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則(1989年4月1日)

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則(1990年4月1日)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則(1991年4月1日)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則(1991年7月1日)

この学則は、1991年7月1日から施行する。

附 則(1992年4月1日)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則(1993年2月1日)

この学則は、1993年2月1日から施行する。

附 則(1993年4月1日)

1 この学則は、1993年4月1日から施行する。

2 第39条第3項ただし書の規定は、1993年度春学期入学者から適用する。

附 則(1993年7月1日)

この学則は、1993年7月1日から施行する。

附 則(1994年3月30日)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則(1995年3月29日)

この学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則(1996年3月29日)

- 1 この学則は、1996年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項及び第10条に定める規定にかかわらず、1995年度以前の国際政治経済学研究科国際ビジネス専攻入学者は、2年半以上在学しなければならない。ただし、1993年度から1995年度入学者で、本文に規定する修了要件を満たした者の在学期間に関しては、2年間で足りるものとする。
- 3 第41条第2項に定める規定にかかわらず、1995年度以前の国際政治経済学研究科国際ビジネス専攻入学者で、修業年限以上在学し、修了に必要な要件を満たした者に対し、修士(国際コミュニケーション)の学位を授与することができる。

附 則(1997年3月27日)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則(1998年3月27日)

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則(1999年3月29日)

この学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月29日)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2001年3月28日)

- 1 この学則は、2001年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第5条、第6条、第10条、第11条、第27条、第40条、第41条、第42条、第55条及び第56条の規定にかかわらず、2001年4月から学生募集を停止する国際政治経済学研究科一貫制博士課程については、在学生在が修了するまで、旧規定による。
- 3 第5条、第6条、第41条及び第42条の規定にかかわらず、2001年4月1日から学生募集を停止する国際政治経済学研究科国際ビジネス専攻については、在学生在が修了するまで、旧規定による。

- 4 第61条、第65条、第68条、第71条、第72条、第73条及び第74条の規定にかかわらず、博士課程委員会については、国際政治経済学研究科一貫制博士課程の在学生在が修了するまで、旧規定による。

附 則(2002年3月28日)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則(2003年3月28日)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則(2003年5月29日)

- 1 この学則は、2003年5月30日から施行し、2003年4月1日から適用する。
- 2 この学則の適用日前に国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻修士課程に入学した学生は、旧規定による。

附 則(2003年9月26日)

この学則は、2003年9月27日から施行し、2003年4月1日から適用する。

附 則(2004年3月26日)

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第28条、第41条及び第42条の規定にかかわらず、2004年4月1日から学生募集を停止する理工学研究科物理学専攻、化学専攻、機械工学専攻、電気電子工学専攻及び経営工学専攻は、在学生在が修了するまで、旧規定による。

附 則(2004年9月28日)

この学則は、2004年9月29日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則(2005年3月25日)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2006年3月24日)

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 2004年4月から学生募集を停止した理工学研究科化学専攻博士前期課程及び経営工学専攻博士前期課程については、2005年3月31日をもって廃止する。
- 3 2001年4月から学生募集を停止した国際政治経済学研究科国際経営学専攻一貫制博士課程については、2006年3月31日をもって廃止する。

- 4 2004年4月から学生募集を停止した理工学研究科電気電子工学専攻博士前期課程については、2006年3月31日をもって廃止する。
- 5 第2条、第5条、第6条、第40条、第42条の規定にかかわらず、2006年4月1日から学生募集を停止する国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻博士後期課程については、在学生在が修了するまで旧規定による。

附 則(2006年12月20日)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2007年3月27日)

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 2001年4月から学生募集を停止した国際政治経済学研究科国際ビジネス専攻修士課程については、2006年3月31日をもって廃止する。
- 3 2001年4月から学生募集を停止した国際政治経済学研究科国際経済学専攻一貫制博士課程については、2007年3月31日をもって廃止する。

附 則(2008年3月27日)

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 2004年4月から学生募集を停止した理工学研究科物理学専攻博士前期課程及び機械工学専攻博士前期課程については、2007年3月31日をもって廃止する。
- 3 2001年4月から学生募集を停止した国際政治経済学研究科国際ビジネス専攻博士後期課程については、2008年3月31日をもって廃止する。

附 則(2009年3月26日)

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 2004年4月から学生募集を停止した理工学研究科物理学専攻、化学専攻、機械工学専攻、電気電子工学専攻及び経営工学専攻の各博士後期課程については、2008年3月31日をもって廃止する。
- 3 2001年4月から学生募集を停止した国際政治経済学研究科国際政治学専攻一貫制博士課程については、2009年3月31日をもって廃止する。
- 4 第5条、第5条の2、第6条、第28条、第39条、第40条、第41条、第42条及び第82条の2の規定にかかわらず、2009年4月から学生募集を停止する文学研究科教育学専攻及び心理学専攻の各博士前期課程及び各博士後期課程については、在学生在が修了するまで旧規定による。

附 則(2010年3月25日)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2011年3月24日)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2011年6月23日)

この学則は、2011年6月24日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則(2012年3月23日)

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則(2013年3月21日)

この規則は、2013年4月1日から施行する。

附 則(2014年3月27日)

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 2006年4月から学生募集を停止した国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻博士後期課程については、2013年3月31日をもって廃止する。
- 3 2009年4月から学生募集を停止した文学研究科教育学専攻の博士前期課程及び博士後期課程については、2014年3月31日をもって廃止する。

附 則(2015年3月26日)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2015年9月29日)

この学則は、2015年9月30日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2016年3月24日)

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 2009年4月から学生募集を停止した文学研究科心理学専攻の博士前期課程及び博士後期課程については、2016年3月31日をもって廃止する。

附 則(2017年3月23日)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第40条については、2017年度入学者から適用し、2016年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

附 則(2018年2月22日)

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。

- 2 2018年4月1日から法学研究科ビジネス法務専攻博士後期課程の学生募集を停止する。
- 3 この学則による改正後の第10条、第11条、第39条及び第40条については、2018年度入学者から適用し、2017年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

附 則(2019年3月28日)

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第40条については、2019年度入学者から適用し、2018年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

附 則(2020年3月26日)

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則(2021年2月25日)

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表4の1、別表4の3、別表4の4及び別表4の5は、当年度4月1日において、当年度末日までの在籍期間が第11条に規定する最長在学年限に相当する年数以内の期間である学生に適用する。
- 3 前項の規定を適用しない学生には、従前の別表4の1、別表4の3、別表4の4及び別表4の5を適用する。

附 則(2022年3月24日)

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表4の3、別表4の4及び別表4の5は、当年度4月1日において、当年度末日までの在籍期間が第11条に規定する最長在学年限に相当する年数以内の期間である学生に適用する。
- 3 前項の規定を適用しない学生には、従前の別表4の3、別表4の4及び別表4の5を適用する。

附 則(2023年3月23日)

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表4の1は、当年度4月1日において、当年度末日までの在籍期間が第11条に規定する最長在学年限に相当する年数以内の期間である学生に適用する。
- 3 前項の規定を適用しない学生には、従前の別表4の1を適用する。

附 則(2024年3月21日)

この学則は、2024年4月1日から施行する。

別記(第5条の2関係)

研究科又は専攻の教育研究上の目的

(文学研究科)

文学研究科は、各専攻の目的に沿って、修士論文(博士前期課程)や博士論文(博士後期課程)などの作成に結実する研究指導を通じて、高度な専門性を有し、同時に広く社会に貢献できるような大学院生の育成を目的とする。

- (1) 英米文学専攻では、英語圏の言語・文学の同時代的かつ歴史的な専門研究を行い、人文学の伝統的な教養と批判精神を身につけて社会に貢献するとともに、国際社会にも寄与できる人材の育成を目的とする。博士課程前後期を通じて国際的レベルでの研究を志向し、専門の研究者を養成すると同時に、国内の種々の局面でハイレベルの英語教育にも貢献できる人材を養成することを目指す。
- (2) フランス文学・語学専攻では、文学を通じた人間探求を謳う学科理念に拠りつつ、人文学の高い教養を身につけ、強固な批判的精神を培い、もって堅実な社会人として文化の進展に寄与する人物を養成することを目的とする。博士前期課程では、フランス語・フランス文学についての幅広い技能・学識を修得して優れた研究能力を養い、博士後期課程では、専門分野に新たな知見を加えてその進展に寄与し、精深な学識を教授して社会に貢献しうる人材を養成する。
- (3) 日本文学・日本語専攻では、日本文学・日本語学・日本語教育学、及び中国古典文学に関する専門の学術研究の方法を通して、高い教養を身につけ、物事を自ら判断する能力を持った優れた人格、堅実な社会人たる人材の育成を目指す。博士前期課程では、専門分野についての精深な学識と専門的研究能力、論理構成力と文章表現力を養い、博士後期課程では、国際的・学際的な視野に立ち、専門領域において独創的な手法によって新しい知見を加え、その結果として、各分野の専門家として自立し、種々の教育・研究機関に従事するなど、研究と文化の進展に寄与し得る人の養成を目的とする。
- (4) 史学専攻では、歴史研究を通して自己を確立し、複雑な現在の世界情勢を客観的に分析する力を培うことで、研究職や教育職等、社会に貢献できる高度専門職の人材を養成することを目的とする。博士前期課程では、専門分野について深く広い学識を修得し高度の研究能力を養い、博士後期課程では、専門領域における独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専門分野に関する研究指導の能力を養成することを主要目的とする。
- (5) 比較芸術学専攻では、本学の建学精神にのっとり、また文学研究科の一翼をになう人文科学的「知」の確立を基盤としつつ、美術、音楽、演劇映像という芸術系3領域にまたがる比較芸術学的教養や国際的な視野の充実によって、文化の進展に寄与する人物を養成することを目的とする。博士前期課程では、専門的及び学際的比較研究と演習等を通じて、芸術がもつ本来の意義や歴史・思想に関する専門的知識と研究者としての論文作成能力を習得し、博士後期課程では、専門分野に独自の知見を加え上記の芸術3領域の専門研究者としての道を切り拓くことはもとより、福祉・環境・情報など現代社会がもつさまざまな課題に専門的に貢献できる人材を養成する。

(教育人間科学研究科)

教育人間科学研究科の理念・教育目標は、憲法における「学問の自由」や「学校教育法の趣旨（第99条 大学院の目的）」にそったものであり、わが国の目指す高等教育機関としての役割を考慮し、幅広い職業人の養成、社会貢献を果たすことである。本研究科は本学の建学の精神に則り、教育人間科学部の目標を発展させ、理論的かつ実践的な知を兼ね備え、現代の人間が直面している諸問題に多面的に取り組み、社会的な要請に積極的に応えながら主体的に考え表現し行動できる自己教育力ある人材

(人間)を育成する。そのために、学部で習得した学問的叡智を深めるとともにひとりひとりの人間に焦点を合わせた臨床的なアプローチを重視し、社会における様々な課題に一層貢献できる研究・教育活動を展開する。

本研究科は、人間の教育、心理、発達等を扱う学問分野の基礎研究を深めながら、様々な社会や環境の中で成長・発達し、より良き生 (well-being) を自ら主体的に考え実践できる人間の形成とそのより良きあり方を研究する。また、様々な環境において人間が果たす役割、その行動や思考、人間と人間の関わり合い、表現やコミュニケーションなどの多様な技法の修得とそのより良きあり方を考究する。

- (1) 教育学専攻では、青山学院大学教育人間科学部教育学科における教育の基礎の上に専門の学術を研究し、人間社会に関する深い学識と研究能力を養い、教育についての諸理論をはじめとする隣接諸科学の知を総合して、優れた教育者、養育者、研究者の人材養成を目的とする。特に博士前期課程においては、研究能力及び高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とし、博士後期課程においては、研究者として自立して研究活動を行うとともに、高度な専門職に必要な研究能力と資質、及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- (2) 心理学専攻では、博士前期課程においては、心理学に関する専門家としての基礎的学識と研究能力を養成するとともに、倫理観の熟成を伴った専門的かつ実践的な知識・技能の獲得を支援し、社会への多様な貢献を図ることを目的として研究指導を行う。博士後期課程においては、心理学に関する一層高度の専門的な学術研究をし、研究の成果を国内外に発表するとともに学位論文を仕上げ、実践的素養をあわせ持つ優れた研究者として、国内外の大学、研究機関等で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(経済学研究科)

経済学研究科は21世紀の経済社会の課題を展望して「未来志向の教育と研究を理念・目的とする。」ということが述べられている。本研究科教授会等で日常的に協議し確認されてきた教育研究上の目的である。この目的は、「青山学院大学大学院学則 第1条 (本大学院の目的)」「青山学院建学の精神にのっとり、高度かつ専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」という基礎の上に経済学研究科の目的を具体化したものである。

- (1) 経済学専攻では、本学経済学部における教育の基盤の上に、専門の学術を研究し、精深な学識と研究能力とを養うとともに、キリスト教の信仰に基づいて、人格を陶冶し、以て堅実な社会人として文化の進展に寄与する人物を養成することを目的とする。

- (2) 公共・地域マネジメント専攻では、新しい公共社会を実現するための社会経済システムのデザインと、それを実現していくための政府や地域・コミュニティのマネジメントを提案するための研究教育を行い、経済学の知見の下、公共部門や国際・社会地域を取り巻く諸問題に対応する新たな制度を設計するとともにそれを運用・管理・評価する能力を有する、高度な専門知識と実践力に裏付けられた政策立案エキスパートや地域開発エキスパートなど高度な専門人の育成を目的とする。

(法学研究科)

法学研究科は、本学法学部における教育の基盤のうえに、専門的な学術研究能力の養成を行うとともに、キリスト教信仰に基づく人間形成をはかることを基本理念として設置されたものである。本研究科では、狭義の研究者の養成だけにとどまらず、専門的な法律知識とバランスある判断力を身につけ社会の諸分野で指導的役割を担う人材(専門的職業人)の育成にも積極的に取り組むことを目的とする。

- (1) 私法専攻では、国内外の法理論の基底から各専門分野における現在の到達点まで幅広く指導教育することにより、卓越した研究能力を有する研究者、国際社会にも貢献できる公務員、即応的な紛争解決能力を兼ね備えた企業法務担当者、広範な法理論的素養を修得した法科大学院への志望者あるいは比較法的研鑽を積んだ国際的な専門弁護士など、将来社会の中核を担いうる法律家の育成を目的とする。
- (2) 公法専攻では、次代研究者の育成を目的とするとともに、公務員、企業人、法科大学院を経て法曹を志望する者に対し、専門分野を特定し、その中で比較法的、国際的な視点をも含め徹底した探求に基づいた論文執筆を課することにより、特定の分野における高度の専門知識の修得を目指し、職業人となる以前に、明確な得意分野を確立することで、専門的職業人として活躍できる人材の育成と法学を研究する意欲のある社会人の研鑽に適應する教育を目的とする。
- (3) ビジネス法務専攻では、主に有職者を対象として、税法務の分野を中心としたビジネスローリテラシーを修得させるとともに、その分野における諸問題について、法律とビジネス、理論と実務の双方の観点から研究指導を行うことにより、法律学の理論をビジネスの実務に適用する应用能力を養い、もって、高度な法的思考力・実践力を身に付けた専門家を育成することを目的とする。

(経営学研究科経営学専攻)

経営学研究科は、キリスト教の信仰にもとづき、国際的な視野、優れた知性、創造的な感性、そして高い倫理観と寛容の精神を持つ研究者ならびに社会人を育成すること、ならびに経営諸科学の先端的な研究を行うセンターとして、その研究成果を社会に情報発信し還元することを目的とする。また、地域社会との相互交流、そしてグローバルな相互交流を行うなかで、教育と研究の一層の充実を図り、さまざまな経営イノベーションを実現できる研究者ならびに社会人の育成をする。

(国際政治経済学研究科)

国際政治経済学研究科は、国際社会において、より豊かな未来を切り拓いていくために、学術研究の一層の推進により新しい知見を創造し、各分野において国際的に貢献できる人材の育成を目的とする。

- (1) 国際政治学専攻では、国際政治を理論的に捉え、実証的に分析し、国際問題に対する現実的解決策を見出す能力を身につけさせることを目標とする。
- (2) 国際経済学専攻では、国際経済事象を理論的に捉え、実証的に分析し、国際経済諸問題に対する解決能力を身につけさせることを目標とする。
- (3) 国際コミュニケーション専攻では、国際的な諸事象の解明に必要な言語・文化・コミュニケーションについての理論と応用力を身につけさせることを目標とする。

(総合文化政策学研究科)

総合文化政策学は、文化や芸術の創造行為を、その構想から社会への還元までの一連の活動を全体として捉え、人文科学と社会科学とを総合することによって「創造の現場」を知の対象領域とするとともに、その応用領域としては、文化に係わるさまざまな問題の発見と解決、文化や芸術の創造のための構想、政策やプロジェクトの立案と具体化の実際を系統的に明らかにするものである。

総合文化政策学研究科は、その総合文化政策学分野において、研究者として自立して研究活動を行い、あるいは総合文化政策学と関係する学術分野において高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

- (1) 文化創造マネジメント専攻では、文化や芸術の創造並びにその事業化、企業・団体における文化的視点からの政策立案及び再構築、あるいは文化産業のプロデュースやマネジメント等の分野で高度な専門性を発揮する人材の養成を目的とする。
- (2) 総合文化政策学専攻では、文化や芸術の創造全般に係わる先進的な研究・開発能力を有する研究者・大学教員・当該分野における高度な専門的指導者の養成を目的とする。

(理工学研究科)

人材養成上の目的

人類世界の存続と、更なる発展を可能とするために、豊かな自然環境の保全と平和で活力ある社会環境の創生が求められている。これらの理想を実現するためには理学と工学に基礎を置いた“科学・技術”の革新と展開が不可欠である。このような社会的要請に応え得る人材は、関連する専門分野における確たる基礎力の上に築かれた深い洞察力と高い実行力を有するだけでなく、その周辺の学問分野も含めて広く人類社会を俯瞰する視野と自然環境に対する謙虚な姿勢を堅持している必要がある。

理工学研究科(以下「本研究科」という。)では、キリスト教の精神に基づいた本学の行う教育基盤に立って人格を陶冶し、専門の学術の教授・訓練を通して精深な学識と研究能力を養うとともに、堅実な社会人として国際的にリーダーシップを発揮し、「地の塩、世の光」として文化の発展・創生に寄与し得る人物の養成を目的とする。

博士前期課程では、学部教育における人間形成のための幅広い教養並びに専門的教養基盤に立って、専攻分野における基礎力・応用力の充実はもちろんのこと、研究分野に関わる精深な学識と研究への真摯な姿勢と能力を養う。

博士後期課程では、前期課程での教育成果の上に、独創的研究を通して従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の発展・創生に寄与するとともに、専門分野における

これからの研究を先導し得る能力を養う。

学生に修得させるべき能力等の教育目標

博士前期課程では、質の高い専門科目及び社会への視野を広めるための専門科目に加えて実践的英語教育科目をバランスよく配置することにより、専門分野における深い知識と応用力ばかりでなく、国際的な場で研究を発表し討論する語学力と社会及び環境に対する広い視野や高い倫理観に基づく判断力とを同時に養成する。また、修士論文の研究指導を通して問題解決能力と問題発見能力を身につけさせることを目標とする。

博士後期課程では、指導教員の指導の下で自発的に研究を計画・遂行し、研究室内学生のリーダーとして修士研究や卒業研究を行う学生のよき模範となることに加えて、自らの研究成果を公表・刊行することを旨とし、対外的な活動を通して自立した研究者に成長するための素養を修得させる。内外の大学・大学院や研究機関等において、自ら科学・技術の最先端を切り開いてゆくことのできる研究者の養成を目指す。

体系的な教育の課程

これからの科学技術の発展を担う人材は、各分野における深い専門知識と他の専門分野の素養を併せ持ち、幅広い視野に立って研究を遂行し、応用力を発揮できる人物でなければならない。本研究科では、そのような特性を持った人材を育成すべく、従来の学問分野の壁を取り去り、1専攻8専修コースの構成にしている。授業科目においても、専攻共通科目として、科学技術英語、科学技術倫理、環境、福祉などの、視野の拡大と優れた人格形成に有用な科目を配置している。1専攻8専修コースの構成により、

1. 大学における卒業学科に関わらず、興味を持つコースに進学できる。
2. 理工学専攻の共通科目と専修コース科目及び他コース科目をバランスよく履修できる。
3. 従来の学問分野の壁を越えた協力体制のもとで最先端の研究を遂行できる。
4. 学際領域や新しい学問領域を研究対象にすることができる。

などの特色を持たせている。また、教育プログラムとして専門フロンティアプログラムと複合フロンティアプログラムの2種類を設け、専門フロンティアプログラムは高度な研究と応用を担う人材の育成を目的とし、複合フロンティアプログラムは科学技術を広い視野に立って正しく評価し、社会に発信できる人材の育成を目的とする。

教育研究環境の整備について

1. 現状の恵まれた施設・設備環境の活用に加え、学部附置機関である「機器分析センター」「先端技術研究開発センター」、大学附置機関である「総合研究所」「情報メディアセンター」との緊密な連携を図る。
2. 文部科学省等の省庁及び公的機関が公募する、教育・研究プロジェクト採択に向けて学部・研究科全体として取り組む。
3. 研究領域の拡大と大学院教育の多様化を目的とした制度として、独立行政法人・私立等の研究所と協定に基づき連携して研究教育を行う連携大学院方式を整備している。北里大学医学部とは独自に研究協力協定を結んでいる。これら他研究機関との人的・物的交流について、その成果を総括するとともに、さらなる連

携について検討し、幅広い研究・教育システムを確立していく。

4. 教員個々の研究活動の充実を図るべく、自己点検・評価活動を充実させ、研究活動の公開と学部・専攻内の連携をさらに強化する。

(社会情報学研究科社会情報学専攻)

社会情報学研究科社会情報学専攻は、社会科学と情報科学の融合と、それにより従来の文系、理系の枠に捉われない極めて多角的な視点から現代社会の問題点をえぐり、その問題解決を自ら図れる高度な人材養成を目的とする。

このような能力は、現代の輻輳した社会において、ファイナンス関連、経済や地域政策関連、情報システム関連等、あらゆる分野で地の塩、世の光となり活躍しようとする人々にとって必要不可欠なものである。

この目的を達成するために、博士前期課程には社会情報学コースとヒューマンイノベーションコースを置く。

社会情報学コースでは、経営・経済概念の精深な理解、社会活動、経済活動の優れた分析(データ分析や社会調査等)能力、人や社会を考える上で必要となる心理や教育に関する基盤の修得、数量的なものに限らず質的な情報の処理能力、数理的な基盤、情報を高度に利用するための基盤や、情報システム構築のための幅広い素養を身につけた人材養成を目的とする。

ヒューマンイノベーションコースでは、とりわけ社会ニーズの高い、教育機関における学習環境デザイナー及びプロデューサ、公益・非営利団体におけるコミュニティデザイナー及びプロデューサ、企業法人における革新組織デザイナー及びプロデューサの養成を目的とし、そのために真の実践力を生み出す「学習学」を教育の根幹に据え、それをベースにして、構想学、知性創発学、組織イノベーション論を融合した教育を実現する。

博士後期課程は、社会情報学分野において、研究者として自立して研究活動を行い、あるいは社会情報学と関係する学際分野において高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身につけた人材養成を教育研究上の目的とする。

(国際マネジメント研究科国際マネジメントサイエンス専攻)

国際マネジメントサイエンス専攻は、社会的責任を果たし、地球市民として活動する、国際マネジメント分野の創造的研究者を育成することを目的とする。

(会計プロフェッション研究科プロフェッショナル会計学専攻)

会計専門職の研究・教育対象である、会計・監査及び税法の基幹科目とその関連科目に関する理論・基準と制度及び実践についての、高度の職業倫理を備えた会計プロフェッショナルの教育及び研究の指導者を養成することを目的とする。

別表 1(第 28 条関係)

[別紙参照]

別表 2(第 28 条関係)

[別紙参照]

別表 3(第 44 条関係)

[別紙参照]

別表 4 の 1、4 の 2、4 の 3、4 の 4、4 の 5、4 の 6(第 45 条関係)

[別紙参照]